

令和5年度 山梨県地域生活定着支援センター事業委託事業者

募 集 要 項

県では、高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院をいう。）退所予定者等に対して、司法と福祉が連携して社会復帰を支援し、再犯防止対策に資することを目的に、本人が矯正施設入所中から退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、保護観察所等と協働して進める「山梨県地域生活定着支援センター」を設置しています。

このセンターの業務を行う事業者を募集します。

募 集 要 項 配 布 期 間

令和5年3月6日（月）～3月16日（木）

質 問 受 付 期 間

令和5年3月6日（月）～3月16日（木）

企 画 提 案 受 付 期 間

令和5年3月6日（月）～3月23日（木）

問合せ先 山梨県福祉保健部福祉保健総務課 福祉企画・生活保護担当

住 所 甲府市丸の内1-6-1

電 話 055-223-1444

FAX 055-223-1447

1 事業の概要

(1) 事業名

令和5年度 山梨県地域生活定着支援センター事業

(2) 事業の目的

本事業は、高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院をいう。以下同じ。）退所予定者等について、本人が矯正施設入所中から退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、保護観察所等と協働して進める山梨県地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）を設置することにより、司法と福祉が連携して、矯正施設退所者の社会復帰を支援し、再犯防止対策に資することを目的とします。

(3) 事業内容

別添の「山梨県地域生活定着支援センター事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）及び「地域定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（平成21年5月27日付け社援総発第0527001号厚生労働省社会・援護局総務課長通知）（以下「指針」という。）に基づき、福祉保健総務課と打ち合わせを行い、次に掲げる業務を保護観察所、矯正施設、福祉関係施設、地方公共団体その他関係機関等と連携して実施してください。

① コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設退所予定者を対象として、福祉サービスの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行うこと。

② フォローアップ業務

上記のあっせんにより、矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している者に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行うこと。

③ 被疑者等支援業務

保護観察所からの依頼に基づき、刑事収容施設に身体を拘束されている被疑者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、福祉サービス等の利用調整を行うこと、及び釈放後、必要な援助等を継続的に行うこと。

④ 相談支援業務

懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者から相談に応じて、助言その他必要な支援を行うこと。

⑤ その他必要な業務

上記の業務を円滑かつ効果的に実施するため、センターの運営及び個々の利用者の事例に対応した関係機関等からなる会議の開催、保護観察所又は県が主催する会議への参加、その他必要な業務を行うこと。

【参考】令和3年度 支援実施実績

- ・ コーディネート業務 50件
- ・ フォローアップ業務 70件
- ・ 相談支援業務 80件
- ・ 普及啓発のための研修及び会議の開催 54回

2 応募要件

応募できる事業者は、社会福祉法人、NPO法人等の民間団体であり、次の要件を全て満たすものとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- ④ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- ⑤ 山梨県内に主たる事務所があること。
- ⑦ 定款、規約等で組織の運営について定めていること。
- ⑧ 事業実施に十分な事務局の体制を整えられること。
- ⑨ 事業を行うために必要な広さの区画、設備及び備品等を配備し、適切な運営が確保できること。
- ⑩ 職員を最低4名配置（専任・兼任を問わない。うち1名以上は社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる者とする。）でき、業務に支障が生じる恐れがある場合は必要な人数を増員できること。
- ⑪ 役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑫ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- ⑬ 特定の公職者（その候補者等を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- ⑭ 法令等に違反していないこと。

3 委託料

48,395,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とします。

この金額は、契約予定額を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

(1) 支払方法

精算払い又は事業計画に応じて分割により概算払いとします。

(2) 委託料の見積りに当たっての留意事項

- ① 委託料の対象となる経費は、この事業に係る報酬、給料、職員手当、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）とします。

なお、受託者が行う事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載してください。

4 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 提案に当たって提出する書類

(1) 提出書類

次の書類を7部（正本1部、副本6部）提出してください。

- ① 企画提案書（様式1）
- ② 法人等の概要に関する書類
 - a 法人等の概要に関する書類（様式2）
 - b 定款又はこれに代わるもの（規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類等）の写し及び役員名簿
 - c 法人にあっては、法人の登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの。）
 - d 令和3年度事業報告書及び収支決算書
 - e 令和4年度事業計画書及び収支予算書
 - f 誓約書（様式3）

提出書類は、正本、副本それぞれ1セットずつ、A4ファイルに綴って提出してください。表紙及び背表紙には、事業タイトルと提案団体名を記入してください。

〈記入例〉山梨県地域生活定着支援センター事業 企画提案書 ○○○○

(2) 応募に際しての留意事項

- ① 著作権・特許権等
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとします。
- ② 複数提案の禁止
複数の企画提案書の提出はできません。
- ③ 提出書類の変更の禁止
提出期限以降の書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（県が補正等を求める場合を除く。）
- ④ 提出書類の返却等
提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
なお、提出書類は、事業者選定審査の目的のみ使用し、他の目的には使用しません。
- ⑤ 費用負担
企画提案書の作成・提出等に要する経費等は、すべて応募者の負担とします。
- ⑥ 辞退
企画提案書の提出後に辞退する場合は、令和5年3月24日（金）午後5時までに、

辞退届（様式任意）を福祉保健総務課に持参又は郵送で提出してください。

6 受付期間等

(1) 募集要項の配布

- ① 配布期間 令和5年3月6日（月）から令和5年3月16日（木）
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- ② 配布場所 山梨県福祉保健部 福祉保健総務課 福祉企画・生活保護担当
甲府市丸の内1-6-1 県庁本館5階
※郵送による配布は行いません。
※募集要項等は、ホームページからダウンロードできます。
(http://www.pref.yamanashi.jp/hokensom/fukushi_kikaku/teichakushien.html)

(2) 質問の受付・回答

- ① 受付期間 令和5年3月6日（月）から令和5年3月16日（木）午後5時まで
- ② 提出方法 質問は（別添1）によりFAXまたは電子メールにより提出してください。
福祉保健総務課 FAX番号 055-223-1447
E-mail hokensom@pref.yamanashi.lg.jp
- ③ 回答方法 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を妨げる恐れのあるものを除き、随時、ホームページ上で公開します。個別には回答しません。
(http://www.pref.yamanashi.jp/hokensom/fukushi_kikaku/teichakushien.html)

(3) 企画提案の受付

- ① 受付期間 令和5年3月6日（月）から令和5年3月23日（木）
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- ② 提出方法 提出書類は下記提出先に持参してください。
- ③ 提出先 山梨県福祉保健部 福祉保健総務課 福祉企画・生活保護担当
甲府市丸の内1-6-1 県庁本館5階

7 審査・選定方法

(1) 審査会による選定

提出された書類に基づき、別に定める委員により構成される選定委員会で審査、選定を行い、受託予定事業者を決定します。

また、選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。
選定の視点は次の項目です。

I 運営方針

1 業務実施に当たっての考え方

- ① センターの運営方針について、仕様書及び指針に沿ったものとなっているか。
- ② 業務の遂行にあたり、公正・中立性を確保できるか。
- ③ 業務を円滑かつ効果的に行うため、事業実施に必要な知識やノウハウがあるか。

II 管理運営

1 運営体制

- ① センターの設置場所、開所日、開所時間は適切か。
- ② 事業の実施に必要な職員体制（職員数）が確保されているか。
- ③ 事業の実施に必要な経歴、資格、経験等を有する者を従事させることができるか。
- ④ センターの運営体制について、仕様書に基づき、具体的に計画されているか。
- ⑤ 職員の資質向上のための具体的な取組みが予定されているか。

2 収支計画

- ① 事業の実施に必要な経費は、適正かつ経済的に積算されているか。

III 事業内容

1 円滑かつ効果的な支援の実施

- ① 利用者の意思や主体性を最大限に尊重できるものとなっているか。
- ② 利用者の主体性を踏まえ、活用可能な社会資源を効果的に利用できる体制であるか。
- ③ 支援の仕組みは、実現性が高く、独自性のある提案を含む内容となっているか。
- ④ 矯正施設を退所した高齢者・障害者の支援を実施した実績があるか。

2 関係機関との連携

- ① 保護観察所との連携体制が整えられるか。
- ② 他の都道府県センターとの連携体制が整えられるか。
- ③ 福祉サービス提供施設等との恒常的な連携が確保できるか。
- ④ 事業を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関等からなる会議の開催が予定されているか。

3 その他

- ① 個人情報保護の取組み、苦情処理への対応は適切か。
- ② 本事業について、地域住民の理解が得られるよう普及啓発に努める計画があるか。
- ③ センター事業に関する有益な提案があるか。
- ④ 普段から社会福祉貢献活動や地域との連携を目的とした取組みを行っているか。

(2) 応募が失格又は無効になる場合

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 見積額が上記「3 委託料」の上限額を上回っている場合
- ③ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 募集要項に違反すると認められる場合その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

(3) 選定結果の通知

選定結果は、応募者全員に書面にて通知するとともに、ホームページ上で公表します。

8 委託契約の締結

- ① 選定後、県と受託予定事業者間において随意契約により委託契約を締結します。
- ② 提出された事業計画の内容や委託料の額については、調整を行う場合があります。

③ 契約保証金は免除します。

9 報告書の提出

事業終了後、すみやかに事業実績報告書、事業収支精算書等を提出していただきます。

令和5年2月山梨県定例県議会において、本事業にかかる令和5年度当初予算案が否決された場合は、執行しないものとする。